

知 事 殿 大阪市住吉区庭井2丁目2番1号地先 大和川右岸水防事務組合管理者 大 阪 市 長 大 島 靖 彦		※受付經由機関記載欄との欄は記入しないで下さい		
建築主住所氏名		確認番号	第 号	
確認年月日		昭和 年 月 日		
工事施工者住所氏名 (設計書または代理者氏名)		大阪市北区梅田1-2-2大阪駅前第2ビル (株) 築英建築社 1級建築士 電話 06-341-3484 番 第29645号 中道正照		
1. (右の該当番号を○)		(1) 国	(2) 都 道 府 県 (3) 市 区 町 村 (4) 会 社 (5) 合 社 以 外 の 団 体 (6) 個 人	
2. 建築場所		大阪市住吉区庭井2丁目2番1号地先		
3. 工事予定期間		昭和59年2月 日から昭和59年5月3 日まで 年 3 月間		
4. (右の該当番号を○)		(1) 新 築	(2) 増 築 (3) 改 築 (4) 移 転	
5. 主 要 用 途		水防事務所倉庫 (業)用建築物 建築物に係る業種をできるだけ具体的に記入して下さい 例……「木材製材業」菓子製造業		
6. 一つの建築物としての内容	1. 用途 (1むねごとの用途)	(1) 水防事務所倉庫	(2) (3)	
	□ 工事部分の構造右の該当番号を○印で囲んで下さい。	(1) 木 造	(1) 木 造	(1) 木 造
		(2) 鉄骨鉄筋コンクリート造	(2) 鉄骨鉄筋コンクリート造	(2) 鉄骨鉄筋コンクリート造
		(3) 鉄筋コンクリート造	(3) 鉄筋コンクリート造	(3) 鉄筋コンクリート造
		(4) 鉄 骨 造	(4) 鉄 骨 造	(4) 鉄 骨 造
		(5) コンクリートブロック造	(5) コンクリートブロック造	(5) コンクリートブロック造
		(6) そ の 他	(6) そ の 他	(6) そ の 他
	合 計			
	工事部分の床面積の合計	48.00 m ²	m ²	m ² 48.00 m ²
	建築工事費予定額 (建築設備費を含む)	5,800 円 (㎡当り単価 121 円)	円 (㎡当り単価 円)	円 (㎡当り単価 円)
階 数 (地下の階数を除く)	1 階	階	階	
7. 新築工事の場合における敷地面積		159.00 m ²		
8. 右欄の事項が住宅にかつては住宅を記入して下さい	1. 住宅の新設とその他 (右の該当番号を○印で囲んで下さい)		その 他 (増築又は改築によって造られる住宅で左の新設に該当しないもの)	
	(新設住宅のみ右該当番号を○印で囲んで下さい)			
	住宅の資金関係 (右の該当番号を○印で囲んで下さい)			
	(1) 持 家 (2) 貸 家 (3) 給 与 住 宅 (4) そ の 他			
	(1) 専 用 住 宅 (2) 併 用 住 宅 (3) そ の 他 の 住 宅			
	(1) 一戸建住宅 (2) 共同住宅 (1) 一戸建住宅 (2) 共同住宅 (1) 一戸建住宅 (2) 共同住宅			
	住宅の戸数			
住宅の工事部分の床面積の合計		m ² m ² m ² m ² m ² m ²		

(注意) 上記の建築物が既存の建築物を除却して建築されるときは建築物除却届を提出した場合を除き、必ず裏面の事項を記入して下さい。又上記の建築工事届記入事項の記入に当たっては裏面の「建築工事届記入事項注意」をお読み下さい。

この表は、建築に伴い除却工事をしようとするときのみ記入して下さい。

1. 除却工事施工者名 住 所 氏 名			電話
2. 主 要 用 途	(業) 用建築物		
3. 除 却 原 因	(1) 老朽して危険があるため	(2) そ の 他	
4. 構 造 種 類	(1) 木 造	(2) そ の 他	
5. 建 築 物 の 数			
6. 住 宅 の 戸 数			
7. 建築物の床面積の合計			
8. 建築物の評価額			
(注意)			
(1) 名欄は、除却しようとする建築物について記入して下さい。			
(2) 2欄は、一敷地内の建築物の総括的な用途を記入して下さい。			
(3) 3, 4の名欄は、該当番号を○印で囲んで下さい。			

建築工事届記入事項注意

- (1) 4欄の「工事種別」……………増築と改築とを同時に行うときは、床面積の大きい方の工事によって区分して下さい。
- (2) 5欄の「主要用途」……………一敷地内に既存の建築物があるときは、その部分と新たに建築する部分とを総合した用途を記入して下さい。
- たとえば、自動車の部品を製造している会社がその構内に自動車の軸受工場の建築物と設計事務所の建築物とを建築するときは、「主要用途」欄へ「自動車部品製造」(業)用建築物と記入して下さい。
- (3) 6欄の「イ. 用途」……………一つの建築物(一棟)ごとに記入して下さい。たとえば、上記の「主要用途」の制書の二つの建物については「(1)軸受工場」「(2)設計事務所」と各欄ごとに記入して下さい。
- なお、一つの建築物中に二つ以上の用途(既存部分があるときはその用途を含む)があるときは一番大きい床面積の用途によって下さい。
- (4) 8欄の「イ. 住宅の新設とその他」……1「新設」……たとえば既存住宅のむね続きであっても居室、台所又は便所をととのえて独立して居住し得るものは「新設」に含まれます。
- 2「その他」…たとえば、一敷地内に既存住宅があつて、別むねに50平方メートルの居室だけを建築しても新たに造られた部分だけでは独立して居住しえないから「その他」に含まれます。
- (5) 8欄の「ロ. 住宅の資金」……………1「民間資金」は、国又は地方公共団体の資金によらないで主として民間資金で造る住宅をいいます。
- (6) 8欄の「ニ. 住宅の種類」……………1「その他の住宅」は、主に工場、学校、官公署、旅館、下宿屋、浴場、社寺等の建築物に附属してとれと結合している住宅をいいます。
- 2「一戸建、長屋建」は、テラス付重ね建住宅も含みます。
- 3「共同住宅」アパートは、一つの建築物内に二戸以上の住宅があつて広間、廊下若しくは階段等の全部又は、一部を共用するものをいいます。
- (8) 8欄の「ホ. 住宅の戸数」及び「ヘ. 住宅の工事部分の床面積の合計」……………一件の建築工事で「住宅の利用関係が二種以上となる場合の戸数」及び「床面積の合計」は、戸数欄及び床面積の合計欄を「住宅の利用関係」の種類ごとに記入して下さい。